第４章　子ども･子育て支援事業の推進

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まりました。この関連3法は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的とする中で、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指します。

この目的を計画的に推進するため、今後5年間の需要量の見込みとその確保の方策について定めます。

１．教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域ごとに算出した「量の見込み」をベースに、市の現状や将来的な事業提供の見込みなどを踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

本市の「教育・保育提供区域」は第1期計画において5区域と定めています。設定に際しては、地区によって差はあるものの、保育所（園）・認定こども園・幼稚園などの施設が7つの行政区ごとにバランスよく配置されています。ただし、人口が少ない地区もあり、7つの行政区のまま区域を設定してしまうと、細かくなりすぎてしまいます。

また、就業する市民の多くが都内やその他近隣市町へ電車や自家用車などにより通勤しており、教育保育ニーズが通勤経路などに存在し、必ずしも居住地地区内にある施設を利用しているとは限らないことも考えられます。7つの行政区域内での量の見込みは可能ですが、量の調整や確保が難しくなってしまうことを踏まえ、7行政区を5区域に設定することで、提供区域のバランス・関係性を配慮しています。本計画においても第1期計画の考え方に基づき「教育・保育提供区域」を5区域として設定します。

教育･保育提供区域図

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分		提供区域
教育・保育	1号認定（3～5歳：教育）	市内5区域
	2号認定（3～5歳：保育）	市内5区域
	3号認定（0～2歳：保育）	市内5区域
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	市内全域
	②延長保育事業	市内5区域
	③実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域
	④多様な主体の参入促進事業	市内全域
	⑤放課後児童健全育成事業	小学校区
	⑥子育て短期支援事業	市内全域
	⑦乳児家庭全戸訪問事業	市内全域
	⑧養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会など要保護児童等に対する支援に資する事業	市内全域
	⑨地域子育て支援拠点事業	市内全域
	⑩一時預かり事業	市内全域
	⑪病児保育事業	市内全域
	⑫子育て援助活動支援事業	市内全域
	⑬妊婦健康診査事業	市内全域

２．教育・保育施設の確保

1）教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容及びその実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケート調査での利用希望を踏まえ、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実状などを考慮し、認定区分*ごとに必要利用定員総数を定めます。

量の見込みについては、保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業実施施設は平成29年、平成30年、平成31年の4月1日現在の平均利用率、幼稚園は平成31年4月1日現在の利用率から算出しています。

また、提供体制については、保護者の就労状況、子どもの教育・保育施設の利用状況などに配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れる教育・保育の提供体制を定めます。

認定区分は、1号、2号、3号の3つの区分に分けて示します。3号認定においては、より詳細に地域の実態に合わせた保育を提供するため、0歳と1・2歳を分けて計画に記載します。

【粕壁・内牧区域】

≪量の見込みとその確保内容≫　　（単位：人）

		令和2年度					令和3年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育	3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		287	182	381	37	240	283	180	377	38	238
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	912		464	56	217	912		538	68	251
	地域型保育事業	－		－	24	83	－		－	24	83
②－①		443		83	43	60	449		161	54	96

		令和4年度					令和5年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育	3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		279	177	370	38	240	277	176	368	39	243
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	912		538	68	251	912		538	68	251
	地域型保育事業	－		－	24	83	－		－	24	83
②－①		456		168	54	94	459		170	53	91

		令和6年度				
		教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		274	174	365	40	246
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	912		538	68	251
	地域型保育事業	－		－	24	83
②－①		464		173	52	88

■確保方策

現在、15か所の認可保育所（園）、2か所の認可幼稚園が設置されています。

複合型子育て支援施設の整備により、定員拡大を図り、量の確保に努めます。

【幸松・豊野区域】

≪量の見込みとその確保内容≫　　（単位：人）

		令和2年度					令和3年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育	3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		710	－	248	31	168	708	－	247	31	168
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)（教育・保育施設）	1,301		278	41	176	1,158		344	41	176
	地域型保育事業	－		－	3	10	－		－	3	10
②－①		591		30	13	18	450		97	13	18

		令和4年度					令和5年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育	3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		695	－	242	32	168	685	－	239	32	170
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)（教育・保育施設）	1,158		344	41	176	1,158		344	41	176
	地域型保育事業	－		－	3	10	－		－	3	10
②－①		463		102	12	18	473		105	12	16

		令和6年度				
		教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		678	－	236	33	172
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)（教育・保育施設）	1,158		344	41	176
	地域型保育事業	－		－	3	10
②－①		480		108	11	14

■確保方策

現在、7か所の認可保育所（園）、5か所の認可幼稚園が設置されています。

幼稚園から認定こども園への移行にともない、保育施設の定員拡大を図り量の確保に努めます。

【武里区域】

≪量の見込みとその確保内容≫　　（単位：人）

		令和2年度					令和3年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3−5歳教育	3−5歳教育	3−5歳保育	0歳保育	1−2歳保育	3−5歳教育	3−5歳教育	3−5歳保育	0歳保育	1−2歳保育
①量の見込み		342	151	357	60	275	337	149	352	61	275
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	1,175		469	76	271	1,175		469	76	271
	地域型保育事業	−		−	0	12	−		−	0	12
②−①		682		112	16	8	689		117	15	8

		令和4年度					令和5年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3−5歳教育	3−5歳教育	3−5歳保育	0歳保育	1−2歳保育	3−5歳教育	3−5歳教育	3−5歳保育	0歳保育	1−2歳保育
①量の見込み		334	147	348	63	278	333	147	347	64	285
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	1,175		469	76	271	1,175		469	76	271
	地域型保育事業	−		−	0	12	−		−	0	12
②−①		694		121	13	5	695		122	12	2

		令和6年度				
		教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号	
		3−5歳教育	3−5歳教育	3−5歳保育	0歳保育	1−2歳保育
①量の見込み		332	147	347	66	290
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	1,175		469	76	271
	地域型保育事業	−		−	0	12
②−①		696		122	10	−7

■確保方策

現在、8か所の認可保育所（園）、3か所の認可幼稚園が設置されています。

【豊春区域】

≪量の見込みとその確保内容≫　　（単位：人）

		令和2年度					令和3年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育	3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		552	129	316	46	231	542	127	310	46	227
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	1,068		417	65	256	1,068		417	65	256
	地域型保育事業	－		－	0	0	－		－	0	0
②－①		387		101	19	25	399		107	19	29

		令和4年度					令和5年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育	3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		533	125	305	46	228	526	123	301	47	230
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	1,068		417	65	256	1,068		417	65	256
	地域型保育事業	－		－	0	0	－		－	0	0
②－①		410		112	19	28	419		116	18	26

		令和6年度				
		教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		524	123	300	47	233
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	1,068		417	65	256
	地域型保育事業	－		－	0	0
②－①		421		117	18	23

■確保方策

現在、8か所の認可保育所（園）、3か所の認可幼稚園が設置されています。

【庄和区域】

≪量の見込みとその確保内容≫　　（単位：人）

		令和2年度					令和3年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育	3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		314	264	186	30	174	317	267	188	30	168
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	720		299	30	148	720		299	30	148
	地域型保育事業	－		－	6	32	－		－	6	32
②－①		142		113	6	6	136		111	6	12

		令和4年度					令和5年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育	3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		309	260	183	30	167	300	253	178	31	167
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	720		299	30	148	720		299	30	148
	地域型保育事業	－		－	6	32	－		－	6	32
②－①		151		116	6	13	167		121	5	13

		令和6年度				
		教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号	
		3－5歳 教育	3－5歳 教育	3－5歳 保育	0歳 保育	1－2歳 保育
①量の見込み		297	250	176	31	168
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	720		299	30	148
	地域型保育事業	－		－	6	32
②－①		173		123	5	12

■確保方策

現在、8か所の認可保育所（園）、3か所の認可幼稚園が設置されています。

2）教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

①認定こども園の普及について

本市では、就学前の子どもに教育・保育、子育て支援を一体的に提供する施設として、認定こども園の開設を教育・保育施設の協力を得ながら、推進してきました。平成31年4月現在で市内には幼保連携型認定こども園は4か所、幼稚園型認定こども園は2か所確保しています。

今後も子どもの人口は微減傾向で推移することが見込まれますが、0～2歳の低年齢児の保育ニーズは継続して高いことが予測されます。そのため、本市では、既存施設の幼保連携型認定こども園への移行促進と地域型保育施設の確保を図り、0～2歳の保育ニーズに対応できるように取り組んでいきます。

②質の高い幼児期の教育・保育の確保について

本市では、就学前児童に質の高い教育・保育を提供するため、1歳児の担当保育士の国基準を超えた配置、県と連携した保育士・幼稚園教諭の研修を実施しています。

引き続き、関係機関、関係団体などと連携を図り、保育士・幼稚園教諭などの人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育事業の拡充に対応しつつ、市内のどの教育・保育施設を利用しても質の高い教育・保育が受けられる環境を整備します。

③地域における子育ち・子育て支援の充実について

本市では、親子の交流の場として、地域子育て支援拠点を設置し、子育てに関する相談・援助を実施しています。また、市内73施設（平成31年4月1日現在）への赤ちゃんの駅*の設置や、独自に子育て支援に取り組んでいる子育て支援活動団体への助成を行うなど、地域における子育ち・子育てを支援しています。

地域住民一人ひとりが、子どもの豊かな感性・人間性が地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていけるよう、各種事業・取組を実施します。

④保育所（園）・認定こども園・幼稚園及び小学校・義務教育学校との連携の推進について

本市では、保育所（園）・認定こども園・幼稚園と小学校・義務教育学校*とのスムーズな連携を図るため、情報交換会、相互訪問などを実施しています。

関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進し、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、保育所（園）・認定こども園・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行・接続を図ります。

３．地域子ども・子育て支援事業の確保

①利用者支援事業

≪事業概要≫

利用者支援事業（基本型・特定型・母子保健型）は、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行うものです。

≪本市の取組≫

現在、母子保健型の利用者支援事業を、「子育て世代包括支援センター」で実施しています。専門的な知識を持つ助産師や保健師が、妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、相談等に対応することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施しています。

（単位：か所）

母子保健型		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制（確保の内容）	1	1	1	1	1
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

≪提供体制、確保策の考え方≫

平成30年度から、「子育て世代包括支援センター」を開設して利用者支援事業を実施しており、今後も現在の体制を継続します。

個別のニーズに対応して助言等必要な支援に努めるとともに、必要なサービスが提供できるように関係機関との連絡調整に努めます。

②延長保育事業

≪事業概要≫

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより保育標準時間（最大11時間）を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

≪本市の取組≫

46か所の保育所（園）等で実施しています。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
粕壁・内牧	量の見込み	202	201	200	202	202
	提供体制（確保の内容）	202	201	200	202	202
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
幸松・豊野	量の見込み	135	135	134	134	134
	提供体制（確保の内容）	135	135	134	134	134
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
武里	量の見込み	44	44	46	47	48
	提供体制（確保の内容）	44	44	46	47	48
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
豊春	量の見込み	14	14	15	15	15
	提供体制（確保の内容）	14	14	15	15	15
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
庄和	量の見込み	105	104	103	101	101
	提供体制（確保の内容）	105	104	103	101	101
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
市全域	量の見込み	500	498	498	499	500
	提供体制（確保の内容）	500	498	498	499	500
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

≪提供体制、確保策の考え方≫

量の見込みについては、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

市内46か所の保育所（園）等により、提供体制は確保されています。

認可保育所（園）等の設置時には、延長保育事業の実施に努めます。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

≪事業概要≫

低所得世帯の子どもが認定こども園等を利用する場合に、保護者が支払うべき日用品、文房具の購入に要する費用等を助成する事業です。また、低所得世帯、または多子世帯の子どもが幼稚園を利用する場合に、保護者が支払うべき副食材料に要する費用を助成する事業です。

≪本市の取組≫

令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育の無償化*に伴って、幼稚園を利用する保護者に対しては、副食材料に要する費用を助成しています。

≪提供体制、確保策の考え方≫

保護者が支払うべき日用品、文房具の購入に要する費用等の助成については、必要に応じ対応を検討していきます。

保護者が支払うべき副食材料に要する費用の助成については、今後も事業を継続していきます。

④多様な主体の参入促進事業

≪事業概要≫

国の待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿の拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、小規模保育事業実施施設などの設置を促進していくことが必要です。

その一方で、新たに開設された施設や事業が安定かつ継続的に運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要となります。

本事業は、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設などに対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業実施施設などの連携施設のあっせんなどを実施する事業です。

≪本市の取組≫

平成29年度には認可外保育施設1園が認可保育施設に移行した他、小規模保育事業実施施設4園が開設しました。平成30年度には、小規模保育事業実施施設5園が開設しました。

≪提供体制、確保策の考え方≫

今後も状況や必要に応じ対応を検討していきます。

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

≪事業概要≫

春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る）に在学する児童であって、かつ、保護者が就労などのため放課後などに常時留守になっている家庭の児童を対象に、学校の教室などで、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

≪本市の取組≫

市内23小学校区のすべてに放課後児童クラブを設置し、民間では2か所の放課後児童クラブが設置されています。

（単位：人）

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	1	粕壁	量の見込み	157	157	153	151	147
			提供体制（確保の内容）	100	100	100	100	100
			見込みと提供体制の差	−57	−57	−53	−51	−47
	2	内牧	量の見込み	88	88	86	84	81
			提供体制（確保の内容）	90	90	90	90	90
			見込みと提供体制の差	2	2	4	6	9
	3	豊春	量の見込み	78	77	77	77	77
			提供体制（確保の内容）	90	90	90	90	90
			見込みと提供体制の差	12	13	13	13	13
	4	武里	量の見込み	80	81	82	81	80
			提供体制（確保の内容）	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	−10	−11	−12	−11	−10
	5	幸松	量の見込み	92	91	91	90	88
			提供体制（確保の内容）	85	85	85	85	85
			見込みと提供体制の差	−7	−6	−6	−5	−3
	6	豊野	量の見込み	52	52	52	51	51
			提供体制（確保の内容）	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	18	18	18	19	19
	7	備後	量の見込み	43	44	44	44	43
			提供体制（確保の内容）	60	60	60	60	60
			見込みと提供体制の差	17	16	16	16	17
	8	八木崎	量の見込み	125	123	120	118	116
			提供体制（確保の内容）	110	110	110	110	110
			見込みと提供体制の差	−15	−13	−10	−8	−6
	9	牛島	量の見込み	96	96	95	94	92
			提供体制（確保の内容）	100	100	100	100	100
			見込みと提供体制の差	4	4	5	6	8

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	10	緑	量の見込み	59	59	57	56	55
			提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	11	11	13	14	15
	11	上沖	量の見込み	121	118	119	119	120
			提供体制(確保の内容)	140	140	140	140	140
			見込みと提供体制の差	19	22	21	21	20
	12	正善	量の見込み	83	84	84	84	83
			提供体制(確保の内容)	75	75	75	75	75
			見込みと提供体制の差	-8	-9	-9	-9	-8
	13	立野	量の見込み	87	86	86	87	87
			提供体制(確保の内容)	109	109	109	109	109
			見込みと提供体制の差	22	23	23	22	22
	14	宮川	量の見込み	34	32	33	33	33
			提供体制(確保の内容)	50	50	50	50	50
			見込みと提供体制の差	16	18	17	17	17
	15	藤塚	量の見込み	59	58	58	57	56
			提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	11	12	12	13	14
	16	小渕	量の見込み	50	50	49	49	48
			提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	20	20	21	21	22
	17	武里南	量の見込み	77	77	78	78	76
			提供体制(確保の内容)	77	77	77	77	77
			見込みと提供体制の差	0	0	-1	-1	1
	18	武里西	量の見込み	89	90	90	90	89
			提供体制(確保の内容)	90	90	90	90	90
			見込みと提供体制の差	1	0	0	0	1
	19	南桜井	量の見込み	80	76	77	77	76
			提供体制(確保の内容)	75	75	75	75	75
			見込みと提供体制の差	-5	-1	-2	-2	-1
	20	川辺	量の見込み	98	94	95	94	94
			提供体制(確保の内容)	115	115	115	115	115
			見込みと提供体制の差	17	21	20	21	21
	21	桜川	量の見込み	99	96	96	96	96
			提供体制(確保の内容)	100	100	100	100	100
			見込みと提供体制の差	1	4	4	4	4
	22	中野	量の見込み	50	48	49	49	48
			提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	20	22	21	21	22

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	23	江戸川	量の見込み	15	15	15	14	14
			提供体制(確保の内容)	40	40	40	40	40
			見込みと提供体制の差	25	25	25	26	26
民間1	どろんこ		量の見込み	21	21	21	21	21
			提供体制(確保の内容)	40	40	40	40	40
			見込みと提供体制の差	19	19	19	19	19
民間2	すすむ		量の見込み	22	22	22	22	22
			提供体制(確保の内容)	45	45	45	45	45
			見込みと提供体制の差	23	23	23	23	23
合計			量の見込み	1,855	1,835	1,829	1,816	1,793
			提供体制(確保の内容)	2,011	2,011	2,011	2,011	2,011
			見込みと提供体制の差	156	176	182	195	218

≪提供体制、確保策の考え方≫

量の見込みについては、平成31年4月1日現在の利用状況に基づいて算出しています。

提供体制の不足が見込まれるクラブについては、既存の学校施設を有効に活用することを第一に考え、検討していきます。

民間放課後児童クラブでは、入室が見込まれる児童を受け入れ、提供体制の確保に努めます。

⑥子育て短期支援事業

≪事業概要≫

子育て短期支援事業は、児童を養育している家庭の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどにより、児童の養育が一時的に困難になった場合に児童養護施設などでお預かりすることにより、児童及びその家庭への子育て支援を図るものです。

≪本市の取組≫

現在、子育て短期支援事業は実施していません。

（単位：日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	520	520	520	520	520
	提供体制(確保の内容)	0	0	520	520	520
	見込みと提供体制の差	−520	−520	0	0	0

≪提供体制、確保策の考え方≫

量の見込みについては、平成30年度の相談実績に基づいて算出しています。

緊急時の利用などを踏まえ、提供体制の確保を検討し、令和4年度からの事業開始を目指します。

⑦乳児家庭全戸訪問事業

≪事業概要≫

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、母子保健推進員、保健師、助産師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに親子の心身の状況や養育環境などの把握を行うものです。

≪本市の取組≫

生後2か月頃までの乳児がいるすべての家庭を、母子保健推進員、保健師、助産師が訪問しています。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	1,443	1,458	1,483	1,513	1,535
	提供体制（確保の内容）	1,443	1,458	1,483	1,513	1,535
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

≪提供体制、確保策の考え方≫

量の見込みについては、人口推計に基づいて算出した各年度の0歳児の人数としています。

母子保健推進員、保健師、助産師の家庭訪問により提供体制は確保されています。

⑧養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会など要保護児童等に対する支援に資する事業

≪事業概要≫

養育支援訪問事業は、妊娠や子育てに不安を抱えているなど、保護者の養育への支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師、助産師、児童指導員などが訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行うものです。

また、要保護児童等に対する支援に資する事業は、児童福祉の関係者から構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を行うものです。

≪本市の取組≫

乳児家庭全戸訪問事業などにより、支援が必要な家庭の把握を行っています。この事業で把握した児童も含めた要保護児童等に対しては、春日部市要保護児童対策地域協議会において支援方針を定め、関係機関間での情報交換、実態把握、必要に応じた訪問など、適切な支援を行っています。

養育支援訪問事業

（単位：回）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	340	340	340	340	340
	提供体制（確保の内容）	340	340	340	340	340
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

要保護児童等に対する支援に資する事業　（単位：人）

要保護児童等		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	90	90	90	90	90
	提供体制(確保の内容)	90	90	90	90	90
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

≪提供体制、確保策の考え方≫

量の見込みについては、各事業の実績に基づいて算出しています。

保護者の養育への支援が特に必要と認められる家庭を対象に、保健師、助産師、児童指導委員等の専門職が訪問することにより、提供体制は確保されています。

また、要保護児童等に対する支援に資する事業については、春日部市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係各機関と緊密な連携を図ることにより、提供体制は確保されています。

⑨地域子育て支援拠点事業

≪事業概要≫

地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親の孤立感や不安感に対応するため公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流などを通じて子育てを支援するものです。

≪本市の取組≫

地域子育て支援拠点事業として、13か所の地域子育て支援拠点を設置しています。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	15,140	15,077	15,202	15,429	15,628
	提供体制(確保の内容)	15,140	15,077	15,202	15,429	15,628
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	13	13	13	13	13

≪提供体制、確保策の考え方≫

量の見込みについては、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

市内13か所の地域子育て支援拠点により、提供体制は確保されています。

今後においても、13か所の地域子育て支援拠点が連携しながら、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。

⑩一時預かり事業

≪事業概要≫

公立保育所では、保護者が、家族の看病や冠婚葬祭がある場合、リフレッシュを図りたい場合に、一時的な幼児の預かりを行います。認定こども園では、教育時間の前後又は長期休業日等において、在園する幼児の一時的な預かりを行います。

≪本市の取組≫

公立保育所及び認定こども園、幼稚園で実施しています。

（単位：人）

公立保育所		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	5,840	6,424	6,424	6,424	6,424
	提供体制（確保の内容）	5,840	6,424	6,424	6,424	6,424
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	10	11	11	11	11

（単位：人）

認定こども園		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	3,374	3,347	3,290	3,250	3,228
	提供体制（確保の内容）	3,374	3,347	3,290	3,250	3,228
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	7	8	8	8	8

（単位：人）

幼稚園		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	22,832	22,651	22,260	21,995	21,841
	提供体制（確保の内容）	22,832	22,651	22,260	21,995	21,841
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	14	13	13	13	13

≪提供体制、確保策の考え方≫

量の見込みについては、平成30年度の実績に基づいて算出しています。

令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育の無償化に伴って、ニーズが増えることも考えられますが、公立保育所及び認定こども園、幼稚園により、提供体制は確保されています。また、令和3年度に複合型子育て支援施設を開設することにより、提供体制を増やします。

今後においても、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。

⑪病児・病後児保育事業

≪事業概要≫

発熱などの急な病気となった子ども（病児）や病気回復期の子ども（病後児）が、教育・保育施設に通えず、保護者による保育ができない場合に、病院・診療所・保育所（園）などに付設された専用スペースなどにおいて、一時的に保育を行うものです。

≪本市の取組≫

民間認可保育園1か所において、病後児保育事業を実施しています。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	584	1,460	1,460	1,460	1,460
	提供体制（確保の内容）	584	1,460	1,460	1,460	1,460
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

≪提供体制、確保策の考え方≫

量の見込みについては、実績を踏まえ、提供体制で確保できる人数を算出しています。

病後児保育事業の提供体制は確保されています。また、病児保育事業については、令和3年度に複合型子育て支援施設を開設することにより、提供体制を整えます。

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

≪事業概要≫

ファミリー・サポート・センター事業は、子どもを預けたい人と預かりたい人が会員となって、子どもの送迎や一時預かりなどの会員相互の育児援助活動を行うことで、仕事と育児の両立を図るものです。

≪本市の取組≫

保育所（園）、幼稚園、小学校（義務教育学校前期課程含む）、放課後児童クラブなどの送迎や一時預かりサービスを行う春日部市ファミリー・サポート・センターのほかに、主に病気や病気の回復期にある子ども（病後児等）の預かりや、宿泊を伴う子どもの預かりサービスを行う春日部市緊急サポート・センターを実施しています。

（単位：人）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み		3,336	3,336	3,336	3,336	3,336
	提供体制（確保の内容）（合計）		3,336	3,336	3,336	3,336	3,336
	内訳	就園児	2,793	2,793	2,793	2,793	2,793
		一時預かり	444	444	444	444	444
		病児対応型	99	99	99	99	99
	見込みと提供体制の差		0	0	0	0	0

≪提供体制、確保策の考え方≫

量の見込みについては、平成30年度の実績に基づいて算出しています。

子どもを預かりたい人が確保されていることから、提供体制は確保されています。

今後においても、既存の保育施設では応じきれない保育ニーズに応え、仕事と育児を両立しやすい環境づくりを図っていきます。

⑬妊婦健康診査事業

≪事業概要≫

妊婦と胎児の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠出産を迎えられるよう実施するものです。

≪本市の取組≫

妊娠届出時に妊婦健康診査助成券を交付し、費用の一部を助成しています。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	1,443	1,458	1,483	1,513	1,535
	提供体制（確保の内容）	1,443	1,458	1,483	1,513	1,535
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

≪提供体制、確保策の考え方≫

量の見込みについては、人口推計に基づいて算出した各年度の0歳児の人数としています。

妊婦健康診査事業の提供体制は確保されており、今後も利用促進に努めます。